

第4回明石市行政評価委員会 議事録

1. 日 時 平成19年7月25日(水) 午後1時30分～午後5時01分
2. 場 所 市議会棟第3委員会室
3. 出席者 委員 赤木 紘(市民)
古賀 智敏(神戸大学大学院教授)
坂本 文正(弁護士)
田中 郁生(公認会計士・税理士)
増田 幸美(市民)
- 所管課 (コミュニティ推進部コミュニティ推進室) 中道課長、富永係長
(教育委員会事務局社会教育室青少年対策課) 倉地課長、
北條係長
(保険・健康部健康推進課) 藤川課長、金月総合福祉センター担
当課長兼所長、和歌主査
- 事務局 梅木行政改革室課長、荒川行政改革室係長、石川行政改革室主事

傍聴者 4名

4. 議 事
- 1 事前打合せ
 - 2 事務事業評価の所管課ヒアリング
 - 3 意見交換・全体協議
 - 4 その他

5. 配布資料

- (1) 事務事業評価の所管課ヒアリングについて〔資料1〕
- (2) 事務事業評価シート〔資料2〕
- (3) 事務事業評価の判定シート〔資料3〕
- (4) 評価対象事業に係る質問・回答一覧表〔資料4〕

6. 議事の内容

1 事前打合せ

○古賀委員長

前回の委員会で実施した事務事業評価について、一部の判定に誤解があったのではないかとと思われる。「事務事業評価結果一覧(暫定版)」(案)及び「実施主体と実施方法との関係」(案)をご覧ください。

具体的には、車両管理事業における評価項目のうち「必要性」の小項目、「実施主体」について、B判定(市が実施すべき、国・県・民間が実施すべきのどちらともいえない)としていた。ところで、この判定に至るまで、会議の中では、「実施主体」は明石市であって、効率性などの観点から業務の一部は民間委託すべきとの議論であったと思う。

したがって、この事業の「実施主体」の評価はA（市が実施すべき）とすることが適切であると考えられる。

また、広報紙発行事業においても同様に考えれば、「必要性」の小項目、「実施主体」はA評価が適切ではないかと思われる。

○坂本副委員長

前回の評価結果については誤解が生じていると思う。これら2つの事業について、アウトソーシングするかしないかに関わらず、「実施主体」は市であると考えられることから、委員長の意見に賛成である。

○古賀委員長

アウトソーシングをするべきかどうかは「効率性」に関わる議論であって、「実施主体」で議論すべきではない。従って、さきほどの2事業については市が実施すべきであり、「実施主体」はA評価となる。「実施主体」と「効率性」に関し、少し誤解があったと思われる。

○赤木委員

広報紙発行事業の事務の実施にあたって、例えば一般市民の参加を募り、市と一緒に広報紙の編集に携わるといふことであれば、「実施主体」の評価はBとする考え方でよいのか。

○古賀委員長

その場合は、事務のやり方の問題であるため、実施主体はあくまでも市としなければならない。一般的に考えて事業の必要性があれば、実施主体として市が実施すべき場合が多いと考えられる。

○増田委員

「事業の必要性」と事業の「実施主体」との区別がつきにくかったところがあり、前回の委員会において議論がうまくかみ合っていなかったと思う。

なお、今後の議論において、例えば指定管理者制度を導入している場合、「実施主体」をどのように考えるのが適切であるのか。

○古賀委員長

指定管理者制度を導入している場合でも事業の「実施主体」は、あくまでも市とすべきである。

それでは、広報紙発行事業及び車両管理事業における「必要性」の小項目、「実施主体」については、A評価に修正することとしてよろしいか。

○各委員

異議なし

○古賀委員長

それでは広報紙発行事業及び車両管理事業の「実施主体」についてはA評価に修正する。なお、「実施主体」の評価を修正しても総合評価には変更が生じないことを、念のため申し添えておく。

○古賀委員長

続いて、本日のヒアリングの進め方などについて、再確認の意味も込めて事務局から説明をお願いする。

○事務局

－資料1「事務事業評価の所管課ヒアリングについて」により説明－

2 事務事業評価の所管課ヒアリング

(1) コミュニティ活動推進事業（コミュニティ推進部コミュニティ推進室）

○コミュニティ推進室

－資料2「事務事業評価シート」により事業の説明－

○坂本副委員長

事務事業評価シート中、所管課コメント欄の「市広報文書配付事務等の委託は、市民との情報の共有を図るもの」とあるが、わかりやすく言うとどういうことか。

○コミュニティ推進室

市の情報を適時・的確に提供することで、市民との情報の共有に資するということである。

○坂本副委員長

広報文書を配布することが情報の共有に資するといえるのか。

○コミュニティ推進室

市の情報を提供することにより、市民との情報の共有が図られると考えている。

○坂本副委員長

「(財)明石コミュニティー創造協会については、時代に即した」と記載されているがどういう意味なのか。

○コミュニティ推進室

同協会は、設立当初から多岐に渡りさまざまなコミュニティ事業を実施していたが、現在、市の方針もあり、文化的活動の推進に特化してきている。行政だけではなく、市民にも参加していただき、たこフィル等の事業を市民と一緒に実施している。

○古賀委員長

コミュニティ活動推進事業は、自治会の活性化に対して役立った成果はでてきているのか。成果を測るための何らかのデータがあれば評価がしやすい。

○コミュニティ推進室

事業内容としては、他に地区行事、コミュニティ活動委託等の活動支援を行っているが、成果として数字で表しにくいものである。ただし、市民がどれだけ自治会活動に参加しているかということも成果ではないかと考え、今年度からその内容を含んだ実績報告を提出していただいている。

なお、委員長の指摘はこれまで欠落していた視点でもあり、今後はそういった視点での成果の把握も検討していきたいと考えている。

○古賀委員長

市広報文書の配布等を自治会へ委託しているが、業者への委託も可能ではないか。その場合、どれぐらいの経費削減になるのか。

○コミュニティ推進室

平成18年度の事業実績では、自治会宛発送文書のうち回覧が47件、全戸配布が2件であった。

仮に全世帯配布する場合、文書を郵送するとして一件80円で約3億7,000万円の費用がかかることとなる。また、民間委託した場合は、郵送よりも少し安くなると考えられ、1件50円として約2億3,000万円かかる計算となる。

現在は自治会へ5,000万円ほどで委託できているので、格段の経費削減となっており、また、広報文書の仕分け作業も、自治会の仲間意識の醸成に役立っていると思う。

○古賀委員長

例えば業務委託業者を決める際に入札形式を活用すればもっとコスト節減が可能となろう。更なる経費分析を実施して欲しい。

○コミュニティ推進室

了解した。

○増田委員

事業経費の内訳について、その推移はどうなっているのか。

○コミュニティ推進室

委託費について、平成 16 年度決算額で 5,447 万円、17 年度が 5,401 万円、18 年度が 5,435 万円となっている。加入世帯数に大きな変化はないので、額も大きく変化していない。

(財) 明石コミュニティー創造協会への運営補助は、平成 16 年度決算額が 2,887 万円、17 年度が 4,480 万円、18 年度が 5,407 万円であり、人件費に対する補助が中心となっている。その時々職員の配置状況に応じて、額に変動がある。

○増田委員

コミセンへの運営補助は、同協会が実施しているのか。

○コミュニティ推進室

市が、まちづくり助成金という形で地域の団体へ助成している。従前は、同協会がコミュニティ活動の研究委託費として実施していた。協働のまちづくりを進めるという観点から、現在は市の直営により補助を行っている。

○赤木委員

(財) 明石コミュニティー創造協会のパンフレットによると、予算内訳では、コミュニティ関連はわずかでほとんどは音楽関連の助成である。文化振興課から助成する方が適切と考える。

また、自治会への補助方法についても、均等割 5000 円と一世帯あたりの単価 550 円の根拠が不明瞭である。自治会へのコストを計算し直すべきである。

○コミュニティ推進室

同協会の体制と事業費の内容からすると協会の実施する事業が文化的活動に特化していることは、我々もよく理解している。文化のあるまちづくりからコミュニティづくりという視点であり、今の時代に即したテーマ設定で事業を実施している。寄付行為の面からも逸脱はしていないと判断をしている。

また、委託料の積算については、平成 5 年度から均等割を、平成 7 年度からは世帯割を導入した。額については再検討していきたい。ただし、委託料は自治会活動の原資でもあり、自治会活動を支援するための委託として、理解していただきたい。

○赤木委員

自治会から決算書を市へ出す義務はあるのか。

○コミュニティ推進室

自治組織であるため、その義務はない。

○田中委員

広報紙は新聞折り込みをしている。配布方法を統一すれば経費が削減できるのではないか。

○コミュニティ推進室

広報紙を自治会が配布している市もあるが、配布時期等にバラツキがあると聞く。また、広報文書を新聞折り込みにすれば現行の方法より費用がかかる。

広報紙以外は、まとめてコミュニティ推進室から送付し、業務の住み分けを行っている。

○田中委員

(財) 明石コミュニティー創造協会の平成 18 年度事業報告書及び計算書類中に記載されている弁償金とは何か。

○コミュニティ推進室

市からの派遣職員に係る人件費を弁償するため、市へ支払うものである。

○田中委員

こういった団体を作ればおのずと人件費がかかる。運営資金は大部分を明石市の補助金に頼っているようだが、他に方法はないのか。

○コミュニティ推進室

運営資金のほとんどを明石市からの補助金で賄っているのが現状である。

○田中委員

同協会への補助をコミュニティという名目で支出しているだけではないのか。事業目的と一致していないと思う。この事業により同協会に対し補助する必要性があるのか。

○コミュニティ推進室

同協会には補助金等の収入として、協会運営補助金収入が 5,900 万円程あり、別に市民交響楽団設立運営補助金として文化芸術部から補助金が交付されている。人件費についてはこれまでの経緯から、コミュニティ推進室から支出している。文化関係については、文化芸術部から支出することが適当であると考えられるが、これについては課題であると認識している。

○田中委員

事業費の推移からみると、要するに団体への人件費補助の支出が増えたということか。

○コミュニティ推進室

事務職員が、嘱託職員から市の正規職員の派遣に変更となったことに伴い、人件費が増となったものである。なお、同協会が明石市に支払う人件費に相当する額を、補助金として市から協会へ交付している。

○赤木委員

事務事業評価シートに記載されている成果指標では、協会への運営補助に係る事業効果が表されていないと思う。

○コミュニティ推進室

自治活動推進についての成果指標とさせていただいている。

○赤木委員

15 日の広報あかしで、大久保南校区の自治会について、従来の自治会と新しいコミュニティ推進協議会が、大久保南自治連合連絡会を作った記事が掲載されていた。これは良いコミュニティが形成されていると思った。

○コミュニティ推進室

平成 18 年度から、市では協働のまちづくり提言を受け、小学校区単位の協働のまちづくりを展開している。内容は、今までの自治会だけではなく、PTA等の各種団体も含め、協働のまちづくりの推進組織を提唱している。今回、ご理解及びご協力を得て、大久保南地区で発足した。協働の成果は目に見えにくいかもしれないが、地域に入り働きかけ、ご理解をいただいていると考える。

○赤木委員

それはコミュニティ活動推進事業の一貫なのか。

○コミュニティ推進室

コミュニティ活動推進事業の一貫として事業を進めている。

自治会活動の推進も多岐に渡り、様々な手段を使いながら、協働のまちづくりを推進している。ある分野に特化せず、様々な市民活動団体への活動助成を実施している。

(2) みんなで子どもの安全を守る運動事業（教育委員会事務局社会教育室青少年対策課）

○青少年対策課

－資料2「事務事業評価シート」により事業の説明－

○坂本副委員長

小・中学生を対象とした被害が全国的に増大している。成果指標設定の考え方にあるように、登下校時における被害を抑制する観点から警備員を配置しているということだが、直接に学校の警備とは繋がらないと考えられる。

学校自体の警備の必要性については、池田小事件が思い起こされるが、犯罪防止対策として何かずれているような認識を持っている。近隣市の対応状況についてお聞きしたい。

また、国ないし県による補助がないということは、国・県は事業の必要が無いと判断していると推察する。

○青少年対策課

全国公立小学校の中で、防犯ブザーを配布している学校は 83.3%、警備員の配置は 11.0% (H18.3 現在) であり、近隣市の状況として、兵庫県内の公立小学校で、防犯ブザーの配布が 71.6%、警備員の配置が 4.7% (H18.5 現在)、東播磨管内では、防犯ブザーの配布は 73.3%、警備員は 16.0% (H18.5 現在) である。なお、平成 19 年度における東播磨管内の警備員の配置については、46.7% (H19.5 現在) となっている。この 1 年間で半数まで増加してきている。

参考までに、平成 16 年 3 月末時点の全国公立小学校における警備員の配置は 5.2% であったので、この 2 年間で約 2 倍となった。

近隣で代表的な警備員の配置は、小野市で平成 16 年度より 3 年間の契約で実施している。市内 8 小学校、2 幼稚園等で、警備員を 1 人ずつ配置している。小学校児童 3,169 人に対し、費用が 1,515 万円で、年間 200 日配置し、一人一日当たり 23.9 円の経費となる。

加古川市では P T A が 4 中学校、7 小学校、2 幼稚園に独自に配置している。

尼崎市では平成 16 年 2 月から、市内すべての小学校において、学校管理員をシルバー人材センターへ委託し配置している。

他府県では、平成 17 年度より大阪府において補助金が大阪市を除く全市に対し交付されている。

また、被害は登下校時、それも下校時に多い。通学路の見回りを含め、学校正門に常駐し、もう一名が通学エリアを巡回している。登下校時以外にも適当な間隔を置き、巡回している。

最近では、山手小学校区において、警備員の巡回が犯人逮捕に結びついた事例がある。登下校時以外の時間帯も含め、できるだけ広くカバーしていきたいと考えている。

○古賀委員長

この事業自体は重要であると理解できる。子どもの安全確保の仕組みについては、すぐには定着しないので、市が音頭を取って仕組みを整備し、実施する必要があるだろう。その後は、子供の安全を守る事業を地域社会に委ねるといった、子どもの安全は地域が守るという考え方はどうだろうか。

具体的には、そういった活動について地域団体に対し補助金を支出し、地域住民と地域社会で対応することが望ましい形であると思う。

○青少年対策課

P T A、高年クラブ、自治会が中心となったスクールガードによる取組みが、28 校区・4,173 名 (H19.7.1 現在) で進められている。地域で子どもの安全に関する意識が成熟しつ

つあると考えている。

現在、市内を4ブロックに分け、「子どもの安全を守る地域連絡会議」を開催している。28校区のうち、いくつかの校区はスクールガードが十分に機能しており、自分たちに任せて欲しいという声もある。ただし、もう少し警備員から指導助言を受け、自分たちで自信をもって実施できる体制を構築したいという意見もあり、意見交換をしているところである。

本来、地域の安全は地域で守ることが望ましいことから、地域の受け皿ができれば地域へ委ねたいと考えている。警備員は平成18年度から20年度まで3年間配置する予定であり、今後、この事業に関して市の考え方を整理していきたいと考えている。

○増田委員

平成18年度決算額の内訳と、平成19年度予算の考え方について教えて欲しい。

○青少年対策課

平成18年度総事業費は約1億4,320万円で、そのうち警備委託費は1億3,700万円、防犯ブザーの購入費は109万円である。児童1人を守るのに一日あたり約42円、一月あたり約900円の経費を要している。

平成19年度総事業費は約1億5,253万円で、警備委託費は1億4,680万円、防犯ブザーの購入費は132万円である。児童1人を守るのに、一日あたり約42円、一月あたり約885円を要している。予算の増加理由として、当初の警備員の委託業務が平成18年4月から2校（大久保小・山手小）で先行し、その後、5月から全校で開始したため、平成18年度と比較して1か月分の委託料が増えたことによる。

○増田委員

子どもの安全を守る取り組みは、以前から様々な形で行われ、うまくいきはじめていたと思っていたが、平成18年度の警備員による警備業務委託の導入については、その予算額の大きさに驚いた。

これまでの議論の中でもあったが、スクールガード等のボランティアは、非常に頑張っており、警備員はもう必要ないとする地域もある。このような動向について、今後の施策への反映は十分にありえるのか。

○青少年対策課

今後の事業の方向性としては、そういう方向に向かうだろう。警備員配置は異常な姿であり、学校は本来安全な場所でなければならない。そういった意味で、現在は移行期にあり、スクールガードの取り組みなどへのスムーズな移行が必要であると考えている。

○赤木委員

私は、スクールガードをしているが、警備員の配置は、安心という点で学校の先生は喜んでいる。しかし、ソフト面だけでなく後々形として残るフェンスを高くするなどの設備の整備も必要だと思う。

あと、下校時、警備員が通学路の巡回などに出ているので、その間、学校には警備員が不在の状況となっている。また、防犯とは違うが歩道を整備するなど通学路の安全の確保も必要であると考えます。

○青少年対策課

フェンスを高くするなどの施設・設備の整備と通学路の整備については、この場ですぐにお答えできない問題であるので、ご意見として承る。

○坂本副委員長

近隣市の神戸市での状況を教えて欲しい。警備員による子どもの安全確保は、登下校時だけであり、通学路を外れた街中までは対応できないと思う。つまり、登下校時と一般市中に

おける安全確保の違いの線引きをどうするのかといった考え方の整理が必要だと考える。

○青少年対策課

神戸市の状況について、警備員を配置した実績はない。

○坂本副委員長

明石市と神戸市の間でなぜこのようなサービスの違いが出てくるのか。明石市における取組の発端についてお聞きしたい。

○青少年対策課

本市でもこれまで小さな被害はあったが、女子中学生が切りつけられるといった直接的な目に見える形での被害があったことが大きな原因であると考えている。

また、全国的にみても学校が安全な場所ではなくなり、一時的に不安が高まったことも原因として考えられる。

街中については、児童が一旦自宅へ帰った後、校区内の公園等で遊ぶ等の場合も想定して見回りしている。通学路の圏内については、ある程度はカバーできているのではないと思う。

○坂本副委員長

このままでは、児童が一旦自宅へ帰って、街中へ行く場合まで警備せよという議論になりかねない。どこで線引きをするのか。そもそも明石市という一地方公共団体が実施しなければならぬのか。いずれにせよだれかがしなくてはいけないと考えるが、当面は明石市がするとして、それを引き継ぐべき担い手を探していくことが今後は必要となってくると考える。

○青少年対策課

街中での警備については、警備員の守備範囲から外れている。そうすると、地域の学校協議会や警察の役割となってくると思われるが、警備員の守備範囲は押さえつつ、それ以外は地域の方々をお願いするという形で進めていきたい。

(3) 総合福祉センター管理運営事業（保険・健康部健康推進課）

○健康推進課

－資料2「事務事業評価シート」により事業の説明－

○赤木委員

60歳以上の健常者の方で、無料でプールを利用している人はいるか。

○健康推進課

60歳以上の方は無料である。

○赤木委員

65歳以上は無料でも構わないと思うが、たとえば、60歳以上65歳未満の利用者からは応分の負担として使用料を徴収しても良いのではないか。

また、運営事業に係る経費のうち修繕費と点検費用の占める割合が大きい。例えば、大久保にある明石クリーンセンターでは焼却熱が余っているので、そこへプールを造るという発想も必要だと思う。プールにかかる維持管理費用は約2,400万円で利用者一人当たり914円程かかっている計算となる。

○健康推進課

実際に利用される方は60歳代の方が少なく、70・80歳代の利用者が多い。

○赤木委員

プールが混雑しており、なかなか予約が取れない状況であると聞いている。

○健康推進課

健康づくりの拠点と考えている方が多い。コレステロール値が高い方や、60歳代前半では、医者から勧められて来る方もいる。

○古賀委員長

施設の維持管理については、例えば、指定管理者に任せるとコスト的に安価になると考えられるが、この点を検討しているのか。

○健康推進課

指定管理者制度の導入については、以前からの検討課題として認識している。

具体的には、センターは、市の保健事業、ボランティア活動及び明石市社会福祉協議会の拠点である。他都市における総合福祉施設の状況を見ると、当初から社会福祉協議会が施設の管理委託をしていた場合は、指定管理者制度導入時にそのまま社会福祉協議会へ移行しているところが多い。

また、指定管理者制度に馴染む部分もある一方、個々の設備の維持管理について、包括的に委託契約すればもう少し効率的にできるのではないかと考えている。

○増田委員

社会福祉協議会からの家賃収入はあるのか。

○健康推進課

家賃収入はない。

○赤木委員

事業一覧を見ると毎週実施しない事業や保健センターでも実施している事業もある。一日当たりの対象人数が少ない事業は、月に1・2回程度の実施にし、圧縮できるのではないかと考えられる。

また、歯科相談は、指定管理者に任せている事業であり、その費用はどうしているのか。

○健康推進課

歯科相談の実施に要する費用は指定管理料に含まれている。

○赤木委員

一部の事業について、保健センターで実施している事業と重なっているものは、減らせるのではないかと考えられる。

○健康推進課

総合福祉センターと保健センターとはそれぞれ役割分担しているため、事業が重複している訳ではない。

○赤木委員

健康相談や電話による相談も重複していないのか。

○健康推進課

保健センターで相談を実施する場合は、総合福祉センターの職員が保健センターへ出向いて行っている。

○赤木委員

事業の実施場所だけを借りて、職員が必要に応じて移動するという方法なのか。

○健康推進課

そのような形で事業を実施している。

○増田委員

栄養相談や成人健康相談は役割が重複しているのではないかと。また、血圧測定等の対象者をどのようにカウントしているのか。

○健康推進課

役割は重複していない。対象者の数は、実際に窓口にこられて血圧測定等を受診された方

を数え、把握している。

○坂本副委員長

平成3年から苦情がないのは、苦情を受け付けるルートがないからではないのか。

○健康推進課

センターにご意見箱を設置しており、利用者の意見などを聴く仕組みはある。なお、数件程度の意見などがある。

○赤木委員

プールについては、このまま維持費をかけて潰れるまで使用するのか。二見に新しい施設ができて、利用者に人気があることからこのプールを止めてしまうというわけにもいかないだろう。

○健康推進課

二見地区に建設予定の西部地区保健福祉センターには、プール設備の計画はないため、高齢者・障害者の方が運動できるプールはこの施設だけである。

事業の効果については、障害者の方が日常的に運動していただくプール施設では、個人への負担も少なく、普段は運動しない方も生き生きと体を動かせるといった点があげられる。所管課としてもこのような機会を是非継続したい。

また、現状、市内の民間のプールではそういった方々を受け入れる態勢が整っていない。民間のプールにおいても事業を実施することは、将来的に方法論として考えられるが、現実には実施面でいろいろ課題があると思う。

施設の維持管理については、年数が経過するにつれ修繕等維持管理費等がかかり、経費的には苦しい。

しかし、事業の効果は大きい。障害者の方は、センターへ来られること自体も大変であるにもかかわらず定期的に来られる。この事業の他に障害者の方の要望に応える市の施策を見つけにくいのが現状である。

○坂本副委員長

そういう意味では、地方公共団体存立の礎の一つである事業だろう。むしろ必要なものは必要とっていただいた方が良いと思う。

○赤木委員

明石クリーンセンターの余熱を利用したお湯をプールに使うといった方法は考えられるのか。

○健康推進課

プール施設を明石クリーンセンターに設置するという議論はあった。今は市全体的な財政状況等を考慮すると厳しい。

○坂本副委員長

神戸市では、ごみを燃やしその余熱を利用するプールを10数年前から実施している。

○田中委員

現在の施設における設備は能力的に限界の状況にあると感じる。

○健康推進課

介護保険制度ができ、事業者の施設へ移った事業もある。センターの保健師が施設へ出向し、指導している事業もある。これから施設の有効利用のため、事業を整理していかなければならないと考えている。

○赤木委員

事務事業評価シートの成果指標について、①障害者の社会参加の度合い、健康回復につな

がり自立できた方が何人いるか、②一人当たりの利用者コストといったものを提案したい。

センターにおける施設の設置目的として健康増進を掲げていることから、その結果を成果指標として設定する必要があると考える。

○健康推進課

センター利用者だけではなく、その後の地域での健康増進のフォローはどうかなど、指標の設定について今後検討させていただきたい。

○赤木委員

60歳代前半の利用者が少ないのは、皆がその存在を知らないだけではないのか。

○健康推進課

プールは利用者が多いので人数制限をしないといけないほどの状況である。人気があるため、入る時間も1時間に限定している。利用者は生活のサイクルの一部となっている方がほとんどである。

○赤木委員

施設を障害者のみの利用とすることはできるのか。

○健康推進課

健常者と障害者の利用日を分けて対応している。60歳から64歳までの利用者についてどう取り扱うかを検討させていただきたい。例えば60歳でも医者から勧められた方、ハンディを抱えた方は利用していただいているのが現状である。

○赤木委員

平成19年度予算に備品購入費が約1,100万円計上されているが、支出内容は何か。

○健康推進課

プールリフトの設置代と診療所のエアコン6台の購入費を計上している。

3 意見交換・全体協議

○古賀委員長

各委員の判定結果が集約された「事務事業評価の判定シート集約表」と各委員が記入した「事務事業評価の判定シート」を基に、事務事業評価の協議を進める。

(1) コミュニティ活動推進事業

○坂本副委員長

「事業の必要性」はB、「実施主体」はB判定とする。「有効性・効率性」は、費用対効果の観点からBと判定した。従って、「総合評価」はCとなる。

○赤木委員

まず、(財)明石コミュニティー創造協会が管弦楽団へ運営資金を支出するのは違和感がある。また、何回文書を配布したことを事業の実績としてもあまり意味がない。コミュニティをどうするのかを考えて欲しい。コミュニティの再構築といいながら、やっていることは従来と変わっていない。

以上から、「事業の必要性」・「実施主体」ともBとし、「有効性・効率性」はC判定とする。従って「総合評価」はCとした。

○田中委員

「事業の必要性」については、コミュニティ活動を推進する必要があるのでAと判定し、「実施主体」については、市が実施するのではなく各コミュニティで実施すれば良いと思い、B判定とした。

「有効性・効率性」については、補助金を出しっぱなしでフォローができていないと感じた。せめて各自治会から事業報告書を収集し、何らかのチェックを実施してはどうかと思う。

また、(財)明石コミュニティー創造協会への人件費に対する運営補助金を約5,000万円支出しているが、果たして同協会が実施する事業に市民ニーズがあるのか不明確である。以上のことからB評価とした。

○増田委員

評価対象事業の内容として、(財)明石コミュニティー創造協会への支援事業と自治会への支援事業のやや性格が異なる二つの事業があり、評価しづらかった。自治会を解散したいとっている自治会もあり、市としてこの状況をどう考えるのか。経費削減でよしとするのか。私としては市が主体となって事業を実施していただきたいと考え、「事業の必要性」及び「実施主体」についてはA判定とした。

「効率性・有効性」について、同協会が音楽だけに特化するのはいかがかと考えるので、B判定とした。よって、「総合評価」はBとした。

○古賀委員長

自治会の活動推進に関しては、市が主体となって実施しなくては難しいのではないかと自治会の活性化を図っていく事業は市の中核部分であり、市が積極的に支援していくべきであるため、「事業の必要性」・「実施主体」のいずれもA判定とした。

「有効性・効率性」では、自治会の活性化に対してこの事業がどう反映しているのか、あるいは貢献しているのかがあまり認められなかった。(財)明石コミュニティー創造協会は、文化事業に集中している。費用面でもう少し効率的なやり方があるのではないかと考える。よって、B判定とする。以上により「総合評価」をBとした。

○坂本副委員長

「事業の必要性」については、市以外に他にやるべき実施主体も見当たらず、市からの一定の援助が必要だと考える。しかし、元々自治会活動は自治会自身が主体的に行うものであり、市が関与すべきと言い切ってしまうことに、少し危惧がある。市の関与には一定の線引きが必要だと考えているので、今の評価を変える気はない。

○赤木委員

現在の自治会における市の委託費を含む収入から傘下の団体への補助金の支出など少しおかしいと感じており、このような団体へ補助金を支出することはいかなるものかとも思っている。

○増田委員

実際、補助金は要らないから、市の下請けはしたくないという自治会もある。自治会支援といつつ、市の配布物を全世帯へ配るための下請けやイベント開催時に動員するためのものとなっていることも否定できない。

○坂本副委員長

コミュニティ活動推進事業の内容については、建前と内心とに不一致があって、非常にいびつなお金の出し方になっているのではないかと。

○古賀委員長

つまり事業のやり方がまずいのではないかとということが指摘できる。今の自治会が機能していないと感じられるのは、事業のやり方に問題があると考え。ただ、コミュニティの育成支援から市が撤退するということは考えにくいので、自治会に対しての市の関わり方や事業の存在自体は必要であると思う。

○坂本副委員長・赤木委員

その考え方に賛成である。

○古賀委員長

そうすると「事業の必要性」はA判定、「実施主体」もA判定とし、「有効性・効率性」に関しては十分ではないということになる。

○赤木委員

(財)明石コミュニティ創造協会における現在の事業のあり方は、本来のコミュニティの観点からすると少しずれが生じていると思われる。

○古賀委員長

赤木委員の指摘については、評価の中に記載させていただくとともに、同協会に対する補助金をこの事業により予算措置することは問題があるということを付帯意見としたい。

従って、評価結果としては、「事業の必要性」については地域社会の核となる自治会などを育成し、活動を支援することは活性化を図る観点からその必要性が認められるため、Aとする。この事業は、市が率先して実施すべきであると考えられることから「実施主体」についてはAとする。

また、「有効性・効率性」に関しては、自治会等に関する事業のうち委託事業が市の文書等の配布となっており、事業の目的に合致していないことから有効性は余り認められない。よってB判定とする。

以上により、「総合評価」をBとすることに集約させていただきたい。

○各委員

異議なし

(2) みんなで子どもの安全を守る運動事業

○坂本副委員長

昨今の状況からするとセキュリティに関心が強く、一定の投資は必要であるという前提に立って考える。

例えば法律事務所では、①訴訟の対象者が、事務所へ来て事務員への危害を加える、②事務所に侵入し、荒らすというリスクが考えられる。

その対策として、②の場合はセキュリティ会社と契約し防犯上の対策をする、①の場合は極めてレアケースだと考え対応はしない。

学校への警備員の配置も同じような分析ができるのではないかと考える。事件発生の可能性としては別途検証していく必要があるが、要するに費用対効果の問題であると判断する。

事業の効果面では、所管課からの説明もあったが、警備員の配置による効果を認めることができると思う。

私はマンション住まいであるが、警備員に巡回してもらっており、そうすることにより安心を感じている。これは、現に住んでいる住民たちがそれを必要だと考え、費用を出し合っ

て警備業務を委託契約したものである。ただし、そのことにより客観的に有効性が証明されたという事実はあるわけではないが、自治体が警備員を配置するケースも同様だと思われる。つまり事業が有効かそうでないかという議論と、誰が事業費を負担すべきかという議論がある。よって、「事業の必要性」をB、「実施主体」をB判定とし、「有効性・効率性」に関してはA判定とした。

○赤木委員

警備員の配置も2年目に入っており、保護者・先生方は安心感を得ていると思われる。「事業の必要性」・「実施主体」とともにA判定とする。ただし、将来を考えるのであれば、安

全をお金で買うというこの方法が良いのかは疑問が残る。効率性についてもう少し考えてみる必要があると思い、「有効性・効率性」はBとした。

○田中委員

事業目的の意図は安全を確保することであるが、この命題が少し違うのではないかと思われる。そもそも自助努力で安全を確保すべきところ、そのサポートを市が行うものであろう。

「各地域が安全を確保するための体制確保の支援」という命題にすればどうか。警備員の業務委託契約期間が残り2年あり、ハード面も含めて通学路等を点検していけば良い。目的における意図の部分を変更し実施すれば、意味あるものになると思う。

厳密に捉えた場合、安全についていくら費用をかければよいという正解はない。財政状態にもよるが、おとしどころはやはり地域にやってもらうしかない。そういったことができる地域社会の構築が重要だろう。

以上により、「事業の必要性」はA判定とし、「実施主体」について安全を確保するのは各地域でやってもらうしか仕方がないと考えてるので、B判定とした。

なお、「有効性・効率性」に関して、別の方法や費用対効果を考慮して実施していただきたいと考えるため、B判定とする。

○増田委員

子どもたちの安全を守る主体は市にあると考えるので、「事業の必要性」・「実施主体」ともA判定とした。

警備員を核として学校と地域が子どもの安全の確保に関してまとまりつつある。

防犯ブザーの配布については、平成15年にPTAが100円を負担して全小学生に配った学校もある。どうしようもない不安と地域での抑止力を求めたものであり、それはそれで効果があったと考えている。現在の警備員配置はこれで良い。これらは評価できると考え、「有効性・効率性」をA判定とした。

しかし、将来的には地域へ委ねるという方法が望ましいと考える。すでにそういった活動を頑張っている団体もある。

○古賀委員長

子どもの安全を守ることは何よりも重要であり、「事業の必要性」はA判定とした。「実施主体」については、市から地域へと移行させ、早い時期にそういう体制づくりをすべきと考え、B判定とした。

「有効性・効率性」は、警備員に警備させることにより一定の事業の効果は出ていると思えるが、逆に投資費用に対してこの程度かという見方もでき、検討すべき余地があるため、B判定とした。従って、「総合評価」はBとなる。

○坂本副委員長

子どもの安全を確保するためには費用を惜しむべきではない。また、そういった仕事は元々国や警察の役割であろう。本来、国が費用を出し、警察がその役割を担うべきであろう。

警察にはきちんと予算が割り当てられており、それが有効に使われていないのではないかとはいえる。

○古賀委員長

「実施主体」は国ではないのかという議論もあろう。また、田中委員と増田委員が指摘したように、将来的に地域で実施することが望ましい姿であるということも考えられるため、検討の余地がある。

○赤木委員

地域で実施する場合は、万一何かあれば責任問題が出てくる。スクールガードである我々

も、ボランティア保険に入っている。もし何かあった場合、地域がどのように責任を受け止められるのかなど危惧がある。責任の所在は、やはり市にあるのではないのかということも言える。

○古賀委員長

市で実施すべきという議論はあるが、果たして市がどこまでカバーできるのか。あるいは市が実施しなくてはいけないのか。仮に地域が実施するとして、市がどれだけサポートしていいのかなど「実施主体」には様々な考え方がある。当面は市が子どもを安全を守る仕事をやり、できるだけ早い段階でその仕事を地域へ移していくことが重要である。

また、「有効性・効率性」においては、委員間で意見が少し分かれている。難しい判断となるが、例えば費用対効果の点からみてもっと別の方法でもすることは可能であるとも考えられる。

○坂本副委員長

「実施主体」は、明石市民がその事業を実施する必要があるとの考えであれば、市が実施する必要があり、明確な答えは無いように思える。

「有効性・効率性」については、主観的な評価だが、警備員の配置により非常に安心だという効果はあるようだ。

○田中委員

警備員が配置され、スクールガードによる取り組みの機運が盛り上がり、活発になってきているのか。

○赤木委員

ますますスクールガードによる取り組みが活発化し、発展してきている状況にある。

○田中委員

そういった意味では、成果指標に設定されている被害発生報告件数をみても、その成果がスクールガードの活動によるものか、またはこの事業における警備員の配置によるものかはっきりとは分からない。

○古賀委員長

「有効性・効率性」の観点として警備員の配置が効率的か、例えば子どもの安全を守るうえで、地域住民が実施すれば同じような金額をかけなくても同様の仕事ができるのではないかとも思う。この点、行政改革という視点でみていく必要がある。

○坂本副委員長

実施主体を地域へ任せるというが、地域というものに果たして実体があるのかと思う。実体がないところにその責任を任せるという提言には説得力がないように思える。

○赤木委員

例えば消防団員OBの方にも地域へ入っていただき、子どもを守る仕組みづくりもできるのではないだろうか。

○増田委員

将来的には、警備員による業務委託ではなく、地域で子どもの安全を守る取り組みを進めるべきだと考える。なお、現在の事業費の支出状況においては、警備業務委託経費の額の大きさに較べると地域にお金が投下されていないといったバランスが悪い状況となっている。

○古賀委員長

委員会としての評価をまとめたい。やはり子どもの安全を守ることは不可欠であり、「事業の必要性」は高いといえることから、A判定とする。「実施主体」に関し、本来は地域や警察の役割であり、必ずしも市が実施すべきとはいえないため、B判定とする。よって、

「必要性」はA評価となる。

「有効性・効率性」はB判定とする。これは、一定の事業効果はみられるものの、投入された事業費の額からすると費用対効果が高いとはいえないからである。

よって「総合評価」はBとなる。このように意見をまとめて異議は無いか。

○増田委員

さきほどのコミュニティ活動推進事業のように、地域へお金を出すだけでは悪い流れになるような気がする。意気を感じて実施している自治会があるので、単にお金を出すのではなく、一定の歯止めは必要であると考えます。

○古賀委員長

増田委員の指摘については付帯意見として考えたい。それでは、さきほど申し上げたとおりの評価としてよろしいか。

○各委員

異議なし

(3) 総合福祉センター管理運営事業

○坂本副委員長

「事業の必要性」と「実施主体」については、この事業は行政のよって立つべき柱であり、また、社会的弱者に対するものであるため、市が実施すべきであると認められ、判定をAとした。

「有効性・効率性」は、資料やヒアリングだけでは判断は難しいが、全てが認められる状態では無かろうと思う。施設不備による苦情などがゼロというが、別の意見集約の方法をとれば、違った意見などが出てくるとも考えられる。従って、B判定とする。

○赤木委員

「事業の必要性」はA、「実施主体」は市以外でもできるのではないかと考え、B判定とした。

「有効性・効率性」に関しては、設備が古くなっているということもあるが、点検や維持管理費用に全体経費の大部分がかかっているのは、効率が悪いと考えたので、B判定とした。

○田中委員

特に申し上げることはないが、市の施設の維持管理事業であるため、「事業の必要性」・「実施主体」についてはA判定とした。

「有効性・効率性」について、箱物に維持管理費がかかるということはある程度仕方がないと考え、判定はAとした。ただし、箱物はどうしても固定費がかかるので、施設の回転率をあげて効率性を高めるべきである。

○増田委員

全ての評価項目をAにするかB判定にするかで悩んだが、現在のセンターで実施している事業一覧を見ると、総合福祉センターが実施しなくても、他課で実施している類似の事業がかなりあると認められる。例えば役割分担を整理し、事業を振り分けていけばよいのではないかと思う。

老朽化していく施設に対する現状の維持管理方法では、「有効性・効率性」が余り認められない。従って、評価項目の全てをB判定とした。

○古賀委員長

総合福祉センターの維持管理は市が実施すべきであり、「事業の必要性」及び「実施主体」はA判定とする。

「有効性・効率性」では、例えば指定管理者に任せれば維持管理に係るコスト減につながると考えられ、B判定とした。

実施主体に関して、赤木委員から他にあるのではないかという意見があったが、具体的には何を想定しているのか。

○赤木委員

プールの維持管理費用が一番高いので、例えばセンターのプール部分を切り離して、指定管理者や民間事業者へ任せることができると考えた。

○古賀委員長

その場合でも施設維持管理事業の「実施主体」は市にあることから、判定はAとなる。それでは、市の施設を維持管理する事業であるから「事業の必要性」・「実施主体」ともA判定としたい。

「有効性・効率性」に関する田中委員の意見では、抽象的で多少説得力にかけると思われる。指定管理者制度を導入するなど経費削減の余地があるため、この評価項目はB判定に集約し、「総合評価」をBとしたいが、ご異議はないか。

○各委員

異議なし

4 その他

○古賀委員長

次回の委員会でヒアリングを実施する予定の「TMO支援事業」に関し、田中委員から申出があったので、お諮りいたしたい。

「TMO支援事業」により補助を受けている明石地域振興開発株式会社の監査を、田中委員の所属する監査法人が行っているため、評価委員会の委員として評価に加わることにより、公正な評価に支障を生じさせる恐れがあるのではないかと申出である。

○田中委員

私としては委員会の決定に従いたいと考えている。

○古賀委員長

私は参加していただいて結構だと考えている。他の会議でもそういう該当者が入り、積極的に発言している事例もある。また、評価内容を決定するのは委員会であり、委員個人ではない。

○坂本副委員長

この場合、守秘義務が問題となってくると思う。田中委員が所属する法人が同社と監査契約を締結していると思われ、法人自体は守秘義務を負っていると考えられる。それは所属している個人にまで及ぶものとするのが一般的であると思う。

○田中委員

監査法人と明石地域振興開発株式会社との監査に係る事情については、直接監査に携わっていないため全く知らない。もし私が直接監査しておれば、間違いなく守秘義務はあると考えている。

○古賀委員長

守秘義務については、監査法人サイドの問題であり、個人サイドの問題ではないと考える。

○田中委員

公認会計士協会に属する倫理委員会に今回のケースについて問い合わせをした。口頭ではあったが、特に問題はないという回答であった。

しかし、評価に加わることにより、何らかの実質的なリスクがあるのであれば、私としては評価を回避させていただきたい。

○坂本副委員長

「TMO支援事業」の評価に参加したとして、田中委員には何らメリットがないにもかかわらず、リスクだけが生じる可能性がある。ここは念のため、評価に携わることを回避された方が適切であると思う。

○赤木委員・増田委員

坂本副委員長の意見に同意する。

○古賀委員長

委員の意見をまとめると、この場合、田中委員には「TMO支援事業」の評価から外れていただく方が適切かと思うが、ご異議はないか。

○各委員

異議なし

○古賀委員長

次回の委員会では、今回と同様に所管課とのヒアリングが予定されているが、特に意見等がなければ会議を公開で行いたい。

○各委員

異議なし